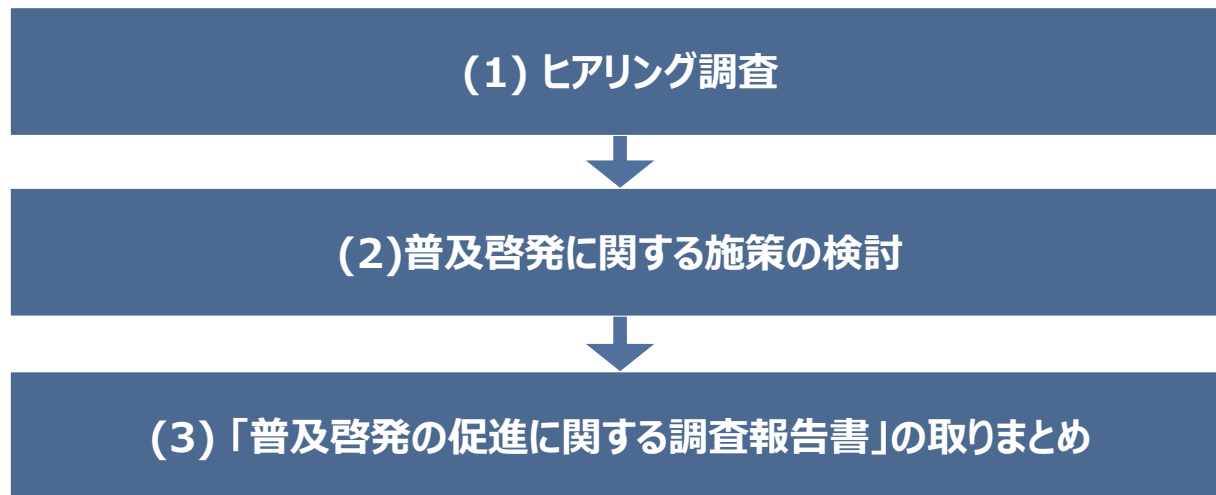

普及啓発の促進に関する調査

- IPAは、製品開発者、ウェブサイト運営者、製品利用者等の様々な主体に対して、脆弱性対策を普及啓発するための資料を作成、公表しており、IPAのウェブサイトやセミナー開催等を通じて普及啓発を図ってきた。しかしながら、昨年度のアンケート調査結果によると、IPAが作成・公表している普及啓発資料を認知していない層が存在し、その層には資料が活用されていないことが判明していることから、脆弱性対策が進展していないという状況があると推察される。
- このため、製品開発者、ウェブサイト運営者、製品利用者について、それらの当事者への情報展開のルートをもつ関係団体に対し、当該関係団体を通じた普及啓発の協力を依頼するため、協力にあたっての前提条件等に関するヒアリング調査を行う。ヒアリング調査では、普及啓発資料の内容や、情報展開にあたっての協力の条件等を確認する。その結果を踏まえ、条件を満たす対応を行ったうえで、実際に協力を依頼する。



- 製品開発者、ウェブサイト運営者、製品利用者それぞれの関係団体が対象（10件以上）

IPA 2.ヒアリング調査（1）調査概要

- 製品開発者、ウェブサイト運営者、製品利用者について、それらの当事者への情報展開のルートをもつ関係団体へのヒアリング調査の概要として以下を想定する。

【ヒアリング実施概要】

[ヒアリング対象普及資料]

- ①脆弱性対処に向けた製品開発者向けガイド
- ②安全なウェブサイト運営にむけて
- ③ネット接続製品の安全な選定・利用ガイド

[調査対象と件数] ※詳細は次ページ参照

以下の①～③について合計10件以上の対象を確保する。

- ①製品開発者関係団体：2件以上
- ②ウェブサイト運営者関係団体：2件以上
- ③製品利用者関係団体：2件以上

[実施時期]

2021年12月～2022年1月

[調査方法]

オンライン

[調査項目]

- (1) 普及啓発資料の内容に関するご意見
- (2) 普及啓発の効果的な実施方法に関するご意見
- (3) 普及啓発の実施に対する阻害要因
- (4) 普及啓発にあたり今後IPAが実施すべき方策
- (5) 普及啓発へのご協力可否、条件（啓発対象者の範囲、数、配布媒体等）

IPA 2.ヒアリング調査（1） 調査概要

【ヒアリング実施概要】（つづき）

〔項目毎の主な想定質問例〕

- (1) 普及啓発資料の内容に関するご意見
 - ・ 会員企業等の現状と照らして、有用と思う点
 - ・ わかりにくい点、補足等が必要な点、追記が望ましい点、等
- (2) 普及啓発の効果的な実施方法に関するご意見
 - ・ 宣伝や周知の方法（利用可能な既存のチャンネルの存在等）
 - ・ 普及啓発が効果的と想定される対象（製品や業種の種別、企業規模、消費者の行動特性等）
 - ・ 問い合わせ対応の支援への要求や内容、等
- (3) 普及啓発の実施に対する阻害要因
 - ・ 貴社／貴団体としての取組を躊躇させる何らかの阻害要因
 - ・ 会員企業における阻害要因（情報セキュリティへの取組レベルの現状、経営的要因、制度的要因、技術的要因等）
 - ・ 利用者／消費者における阻害要因（コスト意識、そもそも情報セキュリティへの意識が低い等）、等
- (4) 普及啓発にあたり今後IPAが実施すべき方策
 - ・ セミナーや説明会等による周知、利用者／消費者向けチャンネルにおける直接的な情報周知
 - ・ 現状資料への補足情報の展開、等
- (5) 普及啓発へのご協力可否、条件（啓発対象者の範囲、数、配布媒体等）
 - ・ 会員企業、消費者等への普及啓発の協力の可否
 - ・ 協力いただける場合の範囲や規模、方法
 - ・ 協力いただける場合にIPAにしてほしいこと（問い合わせ対応の支援など）、等

IPA 2.ヒアリング調査（2）調査対象

■ ヒアリング調査の対象となるガイド/課題項目と調査対象について以下の通り想定する。

ガイド／課題項目	調査対象	調査対象の条件	件数
脆弱性対処に向けた製品開発者向けガイド	製品開発者関係団体	- 製品開発者を100社以上会員としている団体を対象とすること。 - パッケージソフトウェアの企画・開発・販売または情報家電等の組み込み機器の企画・開発・販売を実施する企業が主に含まれる業界団体を2件以上含むこと。	2件以上
安全なウェブサイト運営にむけて	ウェブサイト運営者関係団体	- ウェブサイトを運営する者を含む、組織の規模として、組織的にセキュリティ対策が実施可能である程度の規模(50名から300名程度)を有する中小企業の商工業者によって組織される団体、またはそれらの団体を会員に持つ団体を2件以上含むこと。	2件以上
ネット接続製品の安全な選定・利用ガイド	製品利用者関係団体	- 情報家電の販売を行う家電量販店を1件以上含むこと。 - 消費生活の相談に関する活動を実施する組織を1件以上含むこと。	2件以上
今後IPAが実施すべき普及啓発活動の内容や課題	上記の全団体		10件以上

※ヒアリング対象者としては、昨年までの調査において、対象となる普及啓発資料の作成に関係してIPAがヒアリングを実施した対象を優先する。